

民事裁判手続のIT化

法制審議会(現在)

- 2020.2
法務大臣が法制審議会に諮問
↓
民事訴訟法(IT化関係)部会の調査審議
(計9回)
↓
2021.2 **中間試案**の取りまとめ
~2021.5 パブリックコメント
↓
民事訴訟法(IT化関係)部会の調査審議
(令和3年11月5日まで 計10回)

スケジュール(目標)

(2020.7 閣議決定「成長戦略フォローアップ」より)

- 2022年度
- ・ 部会における要綱案決定、法制審議会答申
 - ・ **改正法案の国会提出**
 - ・ ウェブ会議等を用いた双方不出頭の争点整理の実現
- 2023年度
- ・ ウェブ会議等を用いた口頭弁論の実現
- 2025年度
- ・ 訴状を含めたオンライン申立て、記録の電子化の実現

中間試案の概要

訴えの提起から判決までを全面的にIT化する



1 訴状等のオンライン提出 "e提出"

(1) 訴状等のデータをインターネットでサーバに記録

中間試案で示した案

- 【甲案】 原則インターネット提出に限定
- 【乙案】 弁護士等はインターネット提出に限定
- 【丙案】 インターネット提出に限定しない

(2) データがサーバに記録されたことをメールで相手方に通知
⇒裁判所のサーバにアクセスして閲覧(システム送達)

2 ITを活用した口頭弁論期日 "e法廷"

- (1) 当事者双方が口頭弁論等の期日へのウェブ参加可
- (2) ウェブ尋問の要件を緩和し、利用場面を拡大
- (3) ITツールを利用した新たな審理モデル

中間試案で示した案

- 【甲案】 審理期間を6か月とする手続の創設(一方当事者の申出及び相手方に異議がない場合)
- 【乙案】 当事者の共同申出により審理計画の策定を必要的とする
- 【丙案】 新たな訴訟手続を設けない

3 訴訟記録の電子化 "e事件管理"

- (1) 記録を電子化し、当事者はインターネットでいつでも裁判所のサーバにアクセスして閲覧・ダウンロード可
- (2) 判決データに改変を防ぐ措置を施すなどして記録化

訴状等のオンライン提出の義務化

- 弁護士等の専門職代理人等に対しては、民事訴訟のIT化の施策に協力を求めることができると解するべきとの意見
- 弁護士等以外の一般の者が、現在利用できる書面提出を否定することは、裁判を受ける権利を侵害するおそれがあることや、行政に関する手続においても全ての利用者がインターネットを用いた申立て等に限定されているものがないとの意見



- 全面的なオンライン化を目指しつつ、具体的な方策としては、今回の改正では、次のような方策を検討
- ✓ 訴訟代理人（弁護士、司法書士等）による申立て等は、基本的に、インターネットによる提出に限定
 - ✓ 弁護士等以外の者については、義務化まではせず、書面による提出に比べ手数料を低くする等のインターネットによる提出を促す規律及び本人訴訟のサポートについて検討

新たな審理モデル

- 現在の民事訴訟に対しては、その終了の見込み時期等がわかりづらいとの指摘
- 他方で、審理期間を限定することに対しては、特に、準備等を早期に実施することが困難である当事者の裁判を受ける権利を侵害するおそれがあるとの指摘
- 事件類型によっては、典型的に、審理期間を限定すること等が困難な事件があるとの指摘



- 当事者双方が希望する場合にその審理期間・判決までの期間を法定した手続の創設について、検討。具体的な内容としては、次のような点につき検討
- ✓ 審理期間を6か月と法定することを検討
 - ✓ 当事者双方が希望する場合に開始し、その一方の申出によって通常の手続に移行することを検討
 - ✓ 消費者関係事件や、個別労働事件につき、対象事件から除外することを検討

その他

- ✓ 訴訟記録の電子化については、記録を電子化し、当事者がインターネットで裁判所のサーバにアクセスして閲覧・ダウンロード可能とする方向で検討